# 新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成26年9月12日(金曜日)

# 経済建設委員会

日時 平成26年9月12日 (金曜日) 午前9時 開会 場所 委員会室

# 本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部、環境部

第119号議案「質疑・討論・採決」第120号議案「質疑・討論・採決」第165号議案「質疑・討論・採決」

# 出席委員(6名)

委員長 滝川健司 副委員長 白井倫啓

委 員 打桐厚史 山崎祐一 山口洋一 夏目勝吾 (議長)

# 欠席委員 なし

#### 説明のために出席した者

産業・立地部、建設部、環境部の副課長職以上の職員

#### 事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書 記 夏目佳子

#### 開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 それでは、ただいまから 経済建設委員会を開会します。

本日は、9月10日の本会議において本委員 会に付託されました第119号議案、第120号議 案及び165号議案について審査します。

審査は、説明を省略し直ちに質疑に入ります。

第119号議案 新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。質 疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第119号議案を採決します。本議 案は原案のとおり可決することに異議ありま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと 決定しました。

次に第120号議案 新城市省エネルギー及 び再生可能エネルギー推進条例の一部改正を 議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

白井副委員長。

〇白井倫啓副委員長 質疑いたします。

推進条例に一文つけ加えられるということですが、方向としては非常に納得するものなんですが、現実問題、今回追加する部分にも基本的な方針は別に定めるというふうにしてありますが、具体的に再生エネルギーを含めて新城の中でのエネルギー政策をどう進めて

いくかという点で具体的な検討項目があればお伺いしたいと思います。

**〇滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 よろしくお願いいたします。

まず状況としまして、従前も御案内させていただきましたけれども、地域おこし協力隊として1人配属になっていると。今、一応1年契約の最大3年更新という形で事業が進んでおります。その職員が地域に既に入っているところもありますけれども、要はなぜその子がそこの地域に入っていくんだということ、例えばそれが地域の方たちに事業が理解されながら進めていくことができるような地域として、そうした地域には市が大いにかかわっていきたいという、この部分が非常に大事だと思いまして、まずこうした基本的な方針を定めていきたいというふうに思っております。

また、地球温暖化の影響かどうかという点もありますけれども、昨今の異常気象を見ますと、やはり一時的な避難所、今、指定避難所というものがちゃんと定められておりますけれども、高齢の方、小さな子供をお持ちがせますので、そうした方たちがちゃんと指定避難所のほうにまでしっかり、何といいますか、たどり着けるかという部分をもう少しフォローアップしていかなければいけないんではないかということで、一時避難所のな集会所なり、いわゆる公民館なり、いわゆる公民館なり、いわゆる公民館ないかというようにこうした再エネ施設をつていく必要があるのではないかというように思っております。

その際にも施設については、市が所有する 施設とそうでない施設がございますので、そ うでない施設については地域合意が当然必要 になってきます。再エネは地域の資源であり ますし、それを進めていくには地域の合意が 大前提、そのプロセスはしっかり踏んでいき たいと思っておりますので、そうした形で合意を得られた施設に対しては市として積極的にフォローアップしていきたいというふうに思っております。

〇滝川健司委員長 白井副委員長。

〇白井倫啓副委員長 具体的なところで何点 か御答弁をいただきましたが、非常に大事な 問題であることは確かなんです。今言われま したように異常気象、僕自身は地球温暖化の 影響が確実にあるというふうに思っています が、ことしの夏なんかは、そこらじゅうで異 常な量の雨が降っているという状況を見ます と、早急に新城市としても再エネの方向、エ ネルギーを自給するという方向に進んでいく 必要があると思います。先ほどの御答弁です と、正直、一部の努力を一つ一つ積み重ねて いく、一部の人、地域に理解を求めていくと いうこと、大切なことなんですが、動きは非 常に遅くなってしまうんではないかと思うん ですね。これから力を入れるべき政策だと思 っていますので、せっかく条例もつくり、基 本的な方針も市民の皆さんの前に示すという ことでは、全庁的にある意味ではトップダウ ン的なやり方、例えば前から話がありますよ うに市民の協力を得るということであれば、 公民館の屋根には全て太陽光を設置する条例 をつくるとか、何か具体的な方向へも考える べきだと思うんですね。小水力の件も必要だ とは思うんですが、費用をどう工面するかと かいろんな問題が出てくるので、行政の全面 的な財政的なバックアップもないと恐らくで きない。最近、視察に行きました日南町にお きましても先進的な自治体というふうには思 いますが、現実問題としては太陽光にしても 木質バイオマスにしても小水力にしても、な かなか前が見えない状況にありますので、新 城市が全国の先進事例になるような人的、財 政的な方向、配慮をするということで進んで いくべきだというふうに思いますが、その点 について何か検討されていて、庁内的にはこ

うなってるよとか、方向が示すことができる 部分があればお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 皆さんのお手元に再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針というのが配付されておると思いますので、それに沿って具体的に説明をお願いいたします

西村地域エネルギー推進課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 そうしましたら、委員さんの手元に基本的な方針がございます。そちらに沿って説明させていただきますけれども、どうしましょう。ポイントになるのは、活用が見込める再生可能エネルギー以降だというふうに思いますので、そちらの方から時間もありますので、かいつまんで説明させていただきます。

まず「活用が見込める再生可能エネルギー」についてでございますけれども、どれぐらいの我々がぱっと見て太陽光であったり、風力であったり、水力であったりというようなものがこの地域には賦存量としてあるということは十分理解ができるところでございますけれども、それぞれのそうした再生可能エネルギーがどれぐらいの賦存量があるのか、それで賦存量があっても利用可能量がどれぐらいあるのかというようなことは、まだ詳しくは実は調査がされておりませんので、ここは改めて調査をしていく必要があるというふうに思っております。

5番目になりますけれども、「再生可能エネルギーを普及させるために市が共同する事業」という項目についてですが、この部分、以下に3つが掲げてございます。

1つ目として、地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくは全てを所有しているかどうか。言いかえれば地域の方たちがきちんとエネルギー設備のオーナーシップを持っているかという視点から地域が主体的に事業を所有している計画であるかという点がまず1つ目に掲げてございます。

2つ目として、プロジェクトの意思決定が コミュニティに基礎を置く組織によって行わ れているかどうか、こういう視点。

3つ目は、社会的、経済的便益の多数もしくは全てが地域に分配されているかどうか。 言いかえれば利益が全部、先般の1キロワット当たり42円というFITが始まった当初のころのような形で利益が全部都会のほうに持っていかれてしまうのか、それともきちんと地域に流れていくような視点があるかどうかということが3つ目に掲げられております。

この3つですけれども、世界風力エネルギー協会というところがコミュニティパワー3原則として定めているものでもあります。議員も御承知のとおり、数年前に新城も風力発電のことで揺れまして地域にイニシアティブが働かないという部分がございましたが、そうしたところがこういう視点を持つて再エネを進めるべき再生可能エネルギーを普及させるためにはこういう視点を持つべきということで定められた3原則でございます。

続いて公益性の基準ということですけれども、地域社会の広範な意向等を勘案して総合的な判断によるものということで、まず1番目に市民生活の安全・安心及び利便の向上が図られる事業という形で、事業例が2つ記してございます。簡単にイメージとして挙げさせていただきますと、公民館や集会所への再エネ設備の設置事業でありましたり、小水力などを利用した地域防犯灯整備などの工事というようなものが挙げられるのではないかなというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、生涯学習の 振興が図られる事業というところですが、こ ちらはイメージとしまして飯田市のメガソー ラーをごらんになった議員さんもお見えにな るかと思いますけれども、市民への学習機会 が提供できるような仕掛けが設けられている かどうか、そのような事業。

次に地域資源を活用しつつ生産活動を促進

し、市民の就業機会を拡大する事業。こちらは例えば木質バイオマスの熱利用であったり農業シェアリング、新城地区でいいますと、 竹広で初めてその事例がございましたけれども、そうした事業であったりだとか、あとは、この地域の材木を生かしたような架台、木製架台を利用して太陽光パネルを設置するようなそういう仕掛けをつくっている自治体もございます。また、木質バイオマスの熱利用ができるようなストーブであったりだとか、そうした事業を想定してございます。

続きまして自然生態系の保全と魅力ある景 観形成が図られる事業でございますけれども、 例えば七久保の水車小屋については、まだ中 に発電設備も存在しておりますし、ベルトな どもまだそのままになっております。こうし たところを復元したりだとか、作手地区でい えば見代の発電所を拠点としたような地域づ くり、こうしたものを想定してございます。

市内外との物流・人的交流の増進や市の知名度向上という項目につきましては、例えば環境5市としてつながりの深い安城市の野外教育センターへ再エネを設置するような事例であったりだとか、道の駅発電所の復元などによる事業なども想定してございます。

その他、市の施策方針が実現される事業として、先ほど白井委員からもエールをいただきましたそうした安全・安心を守るための例えば、繰り返しになりますけれども公民館、集会所への再エネ設備の設置などが挙げられるというふうに考えております。

続いて6番目になりますけれども、推進に当たっての環境整備、再生可能エネルギー事業化検討の場の設置というふうな形でございます。こちらは読んでいただければわかるのかなというふうに思いますが、果たしてこれが市がかかわっていく事業なのかどうかという部分をニュートラルの立場でちょっとこれは微妙だぞというものがあるようでありましたら、1番であります再生可能エネルギー事

業検討の場というふうなものを利用しながら 判断を仰いでいきたいというふうに思ってお りますし、行政の事業への参画という部分に つきましては、災害時におけるエネルギー自 立に資するような事業でありましたり、林業、 農業にメリットを生むようなエネルギー事業、 そうしたものを想定してございます。

再生可能エネルギー事業推進するための人 材育成、こちらは既にやっておりますが、再 生可能エネルギー塾など開催を引き続きさせ ていただきたいというふうに思っております。

公共施設の有効利用につきましては、公共 施設の屋根貸しという部分をどうしていこう かと、一応調べはついております。一般質問 のときに滝川委員長からも質疑等もございま したけれども、民間の施設等も引き合いに出 しながらやっていくのかどうかというところ は非常に難しい部分がございます。そこら辺 は、実は東京などではそうした事例がもう既 に過去にやられておりまして、42円のときで す。150平米以上の屋根の方については、要 するに借りたい人と貸したい人を紹介し合う よと。都のかかわりはそこまでで、そこから 先はお互いにやってくださいというような事 業ですけれども、あくまで42円という単価の ころですので、果たしてそういうニーズがあ るかどうかというのは見きわめてまいりたい というふうに思っております。

事業化する際の法的規制などによる情報提供につきましては、こちらはどの市でもやっておりません。やっておりませんけれども、省エネ・再エネ条例を認めていただいて以降、新城市の場合には、どこの土地、地番をしっかり提示していただいて、あとは、その地番に何キロワットの施設をつくるのか。これをお知らせいただくことによって、その土地に係る市が関与する法的規制、ハードルを全て事業者の方に提示させていただいております。これを継続して進めていきたいというふうに思っております。

活動支援及び技術的支援につきましては、例えば小水力を地域でやってみたいなというふうに思っても、水がたくさんあるでいいわというふうに思うだけではやはりいけませんので、水量をはかったりだとかポイントにおける法的規制を提示したりだとか、それを先ほど白井委員からもお話がありましたように、小水力はやはり太陽光に比べてお金がかかるケースが多いように見受けられますので、そうしたものを実現化するためにどういうような補助メニューがあるかなど、そうしたものを一緒に検討、話し合いをしていくことを想定しております。

あと、広報及び情報発信につきましては、 既に開設しておりますけれども、地域エネルギー推進課のFacebookページを立ち上げておりまして、できるだけスムーズな情報伝達を図ってやっております。引き続きこちらのほうは進めていきたいというふうに思っております。

済みません。ちょっと簡単ではありますけれども、あらかたの説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

〇山崎祐一委員2、3点確認させてください。

今回の条例改正の目的は、下に理由等で書いてあるんですが、一言で言うと行政が従来より一歩前に出て責任を持って進めるという表現をしたという理解でよろしいですか。

**〇滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

**○西村仁志地域エネルギー推進課長** 市民の 方とともに進むことに当たって市ができるだ け協力したいという意味合いですので、その ような御理解でよろしいかと思います。

〇滝川健司委員長 山崎委員。

〇山崎祐一委員 地域と一緒ということです

から、市が一歩前へ出て、ある程度指導的な 立場で進めていく、その一歩だという理解で はまずいんですか。

市と市民が協力というよりも従来よりも市が一歩前へ出てという意味合いじゃないんですか、指導的立場に立ってという意味ではないんですか。

○滝川健司委員長 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 ありが とうございます。

市が主導してというふうな部分でありましたら、今の山崎委員のようなそういう意見も一理ありますし、あくまで条例の基本となる部分というのは、再生可能エネルギーは地域のものという部分でそれを地域がどう生かしていくのかということを考えていただく際に我々は積極的にサポートしていきたいという部分でともにやっていくという意味合いでございますので、何というのか、市が一歩前に出て責任を持って政策誘導という部分も当然あります。こんなお答えでよろしいんでしょうか。

〇滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 言わんとするところは大体わかりましたが、そうすると、市が一歩前へ出るということになると、要するに資金提供だとか税金の投入だとか、そういう問題ができてきて、次にそうなると民間との関係はどうなるとか、そういう問題も出てくると思うんですが、その辺をある程度すみ分けしたというか、マニュアル化したものが今回の基本的な方針であるという理解でよろしいですか。 ○滝川健司委員長 西村地域エネルギー推進課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 基本的 な方針というものは見ていただく限り、そこ までしっかりした形で整えられていないとい うのは否めない状況です。

〇滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 今回のこの方針につき ましては地域主導、もちろん先ほど言いまし たように市が一歩出るということに対して、 地域が主体となったものであるということで あります。民間でいろいろな事業があります が、それはもちろん市に利益がもたらせれば それはサポートするわけですが、それを民間 事業者であれば、例えば組合をつくってやっ ていくとか、そういうようなことであれば、 私たちもこの地域の事業者がそういった組合 とか何らか1つの団体をつくってとか、そう いうのであれば私たちもそこをサポートして いきたいというようなイメージでありまして、 一事業者に対してサポートするというような ことではなくて、例えば一事業者が何かをし たいと、地域貢献したいということであれば、 そこは話し合いの中でサポートしていくと、 そういったことであります。

○滝川健司委員長 市が単独で事業主体になるということはないという理解でいいんですね。

市が単独で主体的な事業主体になって推進 していくという意味ではないというふうに理 解していいですね。

清水環境部長。

- ○清水良文環境部長 そのとおりです。
- 〇滝川健司委員長 山崎委員。
- 〇山崎祐一委員 もう一度確認します。

この再生エネルギー云々のところでは、太陽光から風力からいろいろ書いてあるとおりなんですが、どういう比率にするのか、経済性だとか現実的な問題だとか、いろいろ出てくると思うんですが、そういう方向づけする場合に、やっぱり研究機関とかそういうものの指示とか協議というものが大事になると思うんですね。そういう意味でしばしば引き合いに出されるんですが、豊橋の技科大というのは世界的なセンサーを用いた世界的な研究をされてるし、今まさにやろうとしているようなことは10年も20年も前から特定教授が研

究しているんですが、その辺との提携という かアドバイス提携みたいなものは考えておら れるのか、この基本方針の設けることに関し てその辺まで踏み込んでるのかどうかを伺い ます。

**○滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 今は基本的な方針のお話ですけれども、もう一度条例のほうに立ち返っていただきますと、連携の推進というところが第9条に記されております。市は省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学研究機関等と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるように努めるものとしますというふうにございますので、今、山崎委員がおっしゃったようにいろんな大学の研究者によって強み、弱みも当然ございますので、いろんなチャンネルと連携はしていきたいというふうに思っております。

#### 〇滝川健司委員長 山崎委員。

〇山崎祐一委員 もう1点。小水力のところ ですが、以前ちょっと申し上げたんですが、 豊川水系は水利権が非常に豊川用水をつくっ たときよりもずっと前も農用水等とかいろい ろありまして、非常に開発されたというか、 新規水利権を設定しづらい流域だと思うんで す。それは河川が小さいということもあって、 全国的にもそういう特徴を持っていると思う んですが、そうすると、小水力の施設をつく るとなると、支流の支流のような妙に中心街 から遠い源流に近いところでないとなかなか 新規の水利権を設定しづらいと思うんですが、 その辺の水利権調整等をどういうふうにして やっていくのか、小水力の開発ということに なると、常にそれが問題になると思うんです けれども、ある程度、水利権的な問題につい て調整するなり何かそういう機関を設けてや っていくお考えがあるのか伺います。

**〇滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

**○西村仁志地域エネルギー推進課長** ありが とうございます。

確かにおっしゃるように水利権の問題とい うのは非常にハードルが高いということは私 どもも委員がおっしゃられるように重々承知 しておりまして、今、地域おこし協力隊員の 浅井隊員がまず過去に愛知大学が調べてもら った賦存量をもとに、ここならできるだろう というようなところをポイントとしながら、 そうした水利権をあわせながら、あとは法的 な要件も重ねながらできるところはどこなん だというところを今探しはしておるところで す。そして、今おっしゃるように水利権が発 生しないような点というのは源流に使うよう なところとおっしゃるとおりでございます。 それ以外のところで地域に利益をもたらすよ うな使い方ができるような場所というのを探 しております。そこを何とか展開していきた いなというふうに今調整を進めておるところ ですけれども、まだその水利権どうこうでは なくて、まず地域合意を図るところから進め ておりますので、今そのような状況です。

あとは水利権などの規制、どういうふうに クリアしていくのかという部分については、 隣接と言ってもおかしくありませんけども、 中津川が非常に進んだ事例として職員もいろ んな知識がありますので、そうしたところに また話を伺いに行きながらポイント等勉強し てまいりたいというふうに思っております。

#### 〇滝川健司委員長 山崎委員。

〇山崎祐一委員 そうした時点で一番見落としてはならないのが従来、豊川用水ができた段階で通常のため池等、農業用のため池等を埋め立てて宅地にしたりとか公園にしたりとか、いろんな形でやっていって、その段階で一旦は消滅したようになってる旧水利権ですよね、そういうものがまだ存在していると思うんです。書類上はというか現実的にはない

んですけれども。

それから河川改修等に伴って従来、田んぼとか農業用に引いていたものが、そういう引込線がストップになっちゃって障害になって入ってこないとか、そういうふうにして事実上、水路が絶たれているようなことも結構随所にあると思うんですね。そういう里側の部分でもあると思うんで、そういう眠った水利権というんですかね、もう消滅しそうになってる水利権等について、もう一回、洗い直して活用できるものは活用していく、統合整理できるものは統合整理してある程度やっていくというような視点で研究されていくというお考えはありますか。

○滝川健司委員長 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 そういう視点というのは非常に大切だなというふうに今改めて思っておりますが、いろんな部署との関連の事項でもございますので、委員のアドバイスをもとに、またちょっと庁内で調整してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

〇滝川健司委員長 山口委員。

〇山口洋一委員 市民と協働して行うという ことですが、今言う公民館であるとか集会所 に緊急用の電源確保のために、例えば太陽光 を設置するということが決まったというとき に、若干の補填というのが基本的な方針を別 ということになってますので、そういった若 干の補填、市からの補填は別に定めるところ に定めるのか、そのまま自分たちのものだか ら自分たちでしてくださいということなのか、 その点について済みません。

**〇滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

**〇西村仁志地域エネルギー推進課長** 先のお話で予算の伴うことが私がこうしますということは、なかなか言いづらいところですけれども、例えば公民館でいきますと、市が所有

するものと、認可地縁団体が所有するものと 大きく分けて2つに分けられると思います。 市が所有するものについてどうしていくのか、 それは市が考えていかなければいけないこと ですし、認可地縁団体が所有するものについ ては、当然私どもが説明に上がるわけなんで すれども、その地域の方たちが公民館をどう していくのかということを考えていただき、 もし仮に補助事業が設定することができれば その補助事業を使って整備するのか、それと も自分たちはお金があるので、自分たちの予 算の中でそれを対応するのか、それとも全く 再エネは近くに小学校や中学校の指定避難所 があるからそれはいいわと、そういう判断を するのか、こういうような考え方があるかと 思います。

今、太陽光というふうにおっしゃられましたけども、例えば委員お住まいの富岡の地区は、大きなふるさと会館は周りに日照を遮るものもなく太陽光には絶好の場所だとは思いますけれども、全ての公民館、集会施設が日照にたけているような場所だとは思っておりませんので、それをフォローアップしていくような仕組みもあわせて、もし補助するようになれば必要なんではないかというようなことを今ちょっと内部ですけれども検討しておるところでございます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありません か。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 説明いろいろお聞きしまして、理念的には新城市も進んでるという認識はしておりますが、具体的にどう進めるかという点になると、全国の市町村を見てもなかなか実践事例がないのかなというふうに思います。岡山県真庭市は視察で地域の循環も起こすぐらいの環境のまちになってると思いますが、やっぱり具体的に実践例を1つでも2つでもつくっていくと、地域に考えてくださいということでは恐らく進まないんです

ね、この地域にはこれをやってください、こ の地域はこれをやってくださいぐらいの行政 の知恵といろんな情報、これを出しながら進 めるべきだと思います。そうする中で実践を 積み重ね全国の先進のまちになって、困難、 どうしたらいいのかというのが非常に多いん ですね、例えば木質バイオマスなんかは、先 ほども言いましたけども、日南町、木質バイ オマスどう利用しているんだろうと期待して 行ったんですが、現実は非常に難しいという 問題があります。木質バイオマス、この地域 でも利用できれば地域の職場にも確かになる と思うんですが、じゃあどうするのというと ころで予算、最初は大きく出す必要はあるか もしれませんが、そういう具体的な事例を理 念は大体整っているかと思いますので、具体 的に進んでいくという点で、相当な予算配分、 人的な配置も含めるという方向で検討すると いう方向で考えていただけないか。

質疑なのか、今後やってくれと要望みたいですが、そのぐらいのつもりでやるべきだと思います。全国の市町村が新城に集まるというぐらいの心意気でぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 そのように進めていきたいと思います。本当にこの具体的な実例1つでも2つでもつくっていきたいというふうに思いますが、ただ、やっぱりどうしても地域の人たちとの話し合いというのは大事で、例えば飯田でもこういった事例があって、地域におろしていったときに、例えば管理をどうするんだとか、そういうようなこともありますので、よく話し合って合意形成を踏んだうえで、1つでも2つでも、もちろん市がいわゆるこんなところはどうだろうかという、こういうことで入っていきますから、それが市の主導ではない地域主導にしていきたいということでございます。お願いいたします。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありません

か。

打桐委員。

○打桐厚史委員 白井委員にちょっと絡まっちゃうかもしれないんですけど、エネルギーというものは、本当に持続可能なエネルギーをどうしたらいいかということが最大の問題というか、社会的に一番問題なのは、持続可能の社会をつくっていくためのエネルギーだと思うので、このエネルギーの生産をするということが課題になると思うんですけど、またその消費によって賄われていくことなんですが、このエネルギーを太陽光、太陽熱、風量、水力以外のエネルギーを考えているかどうか。

もう1点いいですかね。また別件になるんですが、日南町に行かせてもらったときには、市民ファンドのほうがやられているのかと思ったらやられていなくて、再利用ということで集めたはいいものの、それは使えなかったという事例があったんですが、東三河の振興ビジョンのほうでも市民ファンドのほうを取り上げてますので、新城市の市民ファンドで市民の啓発というか、意識の高揚を高めるには市民ファンドの利用も促進したらどうかと思うんですが、いかがですが。

○滝川健司委員長 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 他のエネルギー源についてはどうかという考えについてですけれども、廃棄物の中からエネルギー源になるものがないか、要するにうちの処分場に入ってきたものですとか、そうしたものはそれを検討していく必要があるなというふうに思っております。

市民ファンドについては、今、打桐委員が おっしゃられたように、東三河振興ビジョン 再エネプロジェクトの中に記してありますよ うに、東三河地域でおとといでしたか、屋根 貸しの場所が提示され、そこに事業参画する 事業を募るような形で動き始めました。資金 調達については、恐らく市民ファンドになっていくものだろうというふうに思っておりますが、その手法などは今後検討していかなければいけないものだというふうに思っておりますので、考えてるか考えてないかという部分でいきますと、選択肢の1つとして考えております。

# 〇滝川健司委員長 山崎委員。

〇山崎祐一委員 もう1点、この再生エネル ギー云々やっていくと、特に電力という点で 中部電力が大きな対象というか問題になって くると思うんですが、こちらのほう地元にあ るのはあくまでも営業所であって、売ること だけですよね、基本的には本社だと思うんで すけども、そういう企画部門と窓口を持って 早い時点からこの再生エネルギーを進めるん であれば、どう考えてるんだと、中電は。そ ういうような視点である程度やっていかない と、再生エネルギーでいわゆる売電できるぐ らいのものが計画できたよ。しかし、実際的 に買ってくれないよという話がいろいろほか のところでも視察したところでもありました。 そういった意味で中電自体もこういった問題 についてはかなり調べに入ってますので、ど のぐらいの形になるか。中電のほうとしても 企画部門のほうは、こういう再エネルギーの こういうものについて調査しているわけです よね、知りたがってるわけです。だから、お 互いに市が進めよう、行政が進めようとして ることと中電の動きとも、側面から見ている とマッチしているように思うので、ぜひパイ プというか、窓口をあけて、地元というより も本社機能のほうと企画部門のほうとしっか りパイプをつくってやっていくべきだと。そ うしないと、採算性云々ということを考えて いったときに、民間云々ということを考えて いったときに、どうしても金の問題というか が出てくるので、その点の視点についてはど のように考えておられるのか、協議してきて るのか、それから今後どんなふうに考えてい

くのか、お考えだったらお示しください。

**〇滝川健司委員長** 西村地域エネルギー推進 課長。

○西村仁志地域エネルギー推進課長 今の点については、滝川委員長が一般質問での中部電力の変電所のキャパの問題の部分とも重なる部分もありますので、委員長から御質疑をいただいてから、もう一度すぐに中部電力に確認し、いただいた返事をもう一度確認させていただきます。

その結果、従来と全く変わっておらず、例えばこの地域、鳳来だとか作手だとか、こっちの地域でまだメガソーラーなり、そうした部分をやるだけの容量があるかどうか、新城市にどれぐらいの要するにキャパがあるかという問い合わせを市がした場合に公開してもらえるのかどうかというふうなお話をしに行ってまいりました。

ここですと窓口はそこの新城営業所ですけ れども、回線情報については豊橋とお話をす ることになりますので、そことお話をしまし た。その結果は、やはり一事案ごとにどこの 地番でどれだけの設備容量を持って、どこの 電柱につなげるのか、それを1件ずつ出して もらわないと回答はできないと。これが事前 の打ち合わせですと無料になります。ただ、 その次のステップになって、要はこうした田 舎と言うと失礼ですけど、この地域になりま すと、例えば中部電力側から送られてくる電 力よりか、新たにつくる再エネによって発生 する電力のほうが大きい場合があります。逆 潮流という場合ですけども、そうした状況に なりますと、施設の安全を保つための施設、 新たな設備が必要になったりだとか、あとは 変電所のキャパシティがいっぱいなので、そ れを拡大したりだとか、そうした設備工事が 必要になります。それの状況を確認するには 20万プラス消費税のお金がかかるということ になって、一体その事業を進めるに当たって 設備開所にどれぐらいのお金がかかるのかと

いうのはそこで初めて開示されるという形で、 それは従来から変わっていません。この点に ついて我々予算を使わせていただいて環境首 都創造全国ネットワークというのに加盟して おりますが、いつもそうした議題を提示し、 先進事例、例えば飯田市さんであったりだと か宇部市さんであったりとか、そうしたとこ ろに穴をあけた事例、表現は悪いですけども、 そうした事例はあるかどうかという確認はし ておりますけれども、なかなかそうしたこと は情報が開示されない。開示されないもので すから、環境省や経済産業省に行って情報開 示していただかないと今委員がおっしゃられ たような再エネに関する政策が充てられない じゃないかというようなことでお願いしてい る最中でございます。ですので、全くそうい う視点がないわけじゃなくて、情報開示をし ていきたいという思いは当然ございますので、 引き続きそうしたことを続けてまいりたいと いうふうには考えております。

〇滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 私が確認したのはちょっと 趣旨が違ってて、今のような形、現状これま でのような窓口で問い合わせて広報なり、広 報がなければ総務あたりで聞いて、今までの 要するにマニュアルに書いてあるような情報 ではなくて、ネットで調べればある程度わか るような情報ではなくて、一歩先端的なこと をやろうとするのであれば、通常他の都市も みんな知り得ているような情報ではなくて、 もっと生というか、広まらない最先端の情報 をキャッチして対策を練っていくというふう にしないと、なかなか新城市だけじゃなくて、 ほとんど似たようなところが日本中どこの都 市でもこれをやるわけなんで、そういう都市 間競争という視点等も考えると、やっぱり電 力会社の企画調整部門との連携というのは非 常に密にしていくべきだというふうに思うん ですよ。もしこれ本当になって先端的に進め ていこうとするならば、他の都市と同じよう

にどこかの成功事例見て、それをまねしてシ ステムをまねしてやればいいというんだった ら、それだったら努力する必要はないと思う んですが、言っている意味はわかると思うん ですが、先端に立ってやっていくということ になると、風を切ってやっていくということ になると、情報も先端情報を持ってないと進 路を誤ると思うんです。そういうここでいう エネルギーというと一番大きな対象になる中 電ときちっとしたそういう窓口を地元豊橋と か東三河はほとんど営業所を持ってるだけで、 いわゆる企画的なものはやってませんので、 一切。せめて岡崎の支社か本社へ行かないと そういうものはありませんので、その辺まで やっていく覚悟はありますかということを伺 ったんです。

○滝川健司委員長 西村地域エネルギー推進 課長。

**○西村仁志地域エネルギー推進課長** 理解できましたので、今後そのような形で調整してまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありません か。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。質 疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第120号議案を採決します。本議 案は原案のとおり可決することに異議ありま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと 決定しました。

次に第165号議案 工事請負契約の締結を 議題とします。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

白井副委員長。

- **〇白井倫啓副委員長** 今回、落札しました株式会社中部新城営業所ですが、本社はどこにあるんでしょうか。
- 〇滝川健司委員長 岡本水道課長。
- **〇岡本克美水道課長** 本社は豊橋でございます。
- 〇滝川健司委員長 白井副委員長。
- **○白井倫啓副委員長** 今回、入札に参加された会社を見ていきますと、新城の地元の業者さんがないように思うんですが、地元の業者を育成するという視点から見ていきますと、不思議な気もするんですが、地元業者では今回できない事業だったんでしょうか。
- 〇滝川健司委員長 岡本水道課長。
- **〇岡本克美水道課長** ただいまの御質疑に対してお答えいたします。

今回の工事は、設備の更新という非常に大きな設備等を更新するものでございまして、 入札案件にもありますとおり、東三河に契約 先を置き、電気における最新の経営審査通知 の評価点が800点以上の特定建設許可業者であり、かつ水道施設の建設業者であることというものを案件として挙げさせていただいております。

- ○滝川健司委員長 経審の点数が800点以上 という設定でないと、この工事はできない工 事で、地元業者に800点以上の業者はいない という。
- ○岡本克美水道課長 いないんです。
- ○滝川健司委員長 もう少し明確に、800点 以上とした根拠は。

岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 工事の内容として、規模の大きな設備更新工事そのものでございまして、市内においては、それだけの規模ものを施工できるだけの技術的なものがある業者はいないと判断いたしております。

- 〇滝川健司委員長 白井副委員長。
- 〇白井倫啓副委員長 やはり地域の公共事業 ということであれば、地元業者の育成という ことも今後考えていく必要があると思うんで すね。今回、当然今後も必要となってくる施 設でありますし、こういった技術的なものも 含めて新城市としても業者育成という視点で、 一つ一つの事業に対して例えば入札条件がな いという状況であれば、育成の意味では事業 の結果を市内業者とともに内容を確認しなが ら技術を高めるというような指導も考えてい く必要があると思うんですね。今回の予定価 格に対しての落札率を見ていきますと95%を 超えているわけです。予定価格は当然新城市 が出し、それに対してほとんどそれに近い金 額を出すということであれば、本当に地域に お金を還元させようということであれば、極 端にいえば予定価格内でできれば地元の業者 頑張れというような方向も一方では示しなが ら全部それをやれば談合になってきますので、 ただ育成するという点で技術を高めるという ことで一つ一つの事業を考えるべきではない かというふうにも思うんです。ただ、業者に お任せして地元にはいないよじゃなくて、地 元業者の技術を高めようという視点が要るん ではないかと思うんですが、その点について お考えがあればお伺いしたい。
- 〇滝川健司委員長 岡本水道課長。
- ○岡本克美水道課長 いろいろな案件、設備 等の大小もあろうかと思いますけども、今後 そうしたことも踏まえながら検討していきた いと思います。
- ○滝川健司委員長 ほかに質疑はありません か。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。質 疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。本議 案は原案のとおり可決することに異議ありま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと 決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審 査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報 告の作成については委員長に一任願いたいと 思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前9時53分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司